

ミクロネシア連邦の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ミクロネシア連邦（英語では「Federated States of Micronesia」。英語の略称は「FSM」）は、西太平洋のミクロネシア地域で、赤道のすぐ北側に位置し、600以上の島々からなる共和制国家である。ミクロネシア連邦は、（西から）ヤップ、チューク、ポンペイ、コスラエという4つの州から構成され、それぞれ、言語・文化・習慣が異なっている。国土の面積は、約702平方キロメートルであり、日本の対馬より少し広い程度の大きさである。経済水域は約300万平方キロメートルであり、世界15位の広さである。首都は、ポンペイ島にあるパリキールである²。通貨は米ドルである。ミクロネシア連邦の人口は、約11万人である。民族構成は、ミクロネシア系が約80%を占める。宗教はキリスト教が圧倒的に多い（カトリック系が約50%、プロテスタント系が約47%）。公用語は英語と8つの民族言語である³。

16世紀頃からミクロネシア諸島にヨーロッパ人が訪れるようになった。スペインが、1595年にはポンペイ島、1886年にはカロリン諸島（現在のミクロネシア連邦とパラオにあたる）の領有を宣言したが、1899年にはドイツに売却され、ドイツ領ニューギニアの一部となった。第一次世界大戦時の1914年に日本が占領し、1920年に日本の委任統治領となった。当時、約4万人の先住民がいたミクロネシア地域に8万人以上の日本人が移住し⁴、サトウキビの栽培や漁業等で生計を立てていた。太平洋戦争時には、日本の南洋庁の管轄下に置かれ、チューク島には帝国海軍連合艦隊司令基地が置かれる等、ミクロネシア連邦は太平洋における日本の軍事拠点となった。1944年、米軍による徹底的な爆撃により、多くの戦死者を出し、敗退した。第二次世界大戦後の1947年、ミクロネシア地域（現在のミクロネシア連邦、パラオ、マーシャル諸島、マリアナ諸島にあたる）は、米国の信託統治領となった。1970年代後半から自治独立に向けた米国との交渉が加速し、現在のミクロネシア連

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 1989年に、首都がコロニアから移転された。

³ 本稿におけるミクロネシア連邦の概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』（二宮書店、2023年）474～475頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018年）257頁等を参照した。

⁴ 現在のミクロネシア連邦の人口のうち、約2割は日系人であるといわれている。また、日本語由来の単語が使用されていることがある。

邦にあたる地域で憲法草案が住民投票で可決され、ミクロネシア連邦憲法が1979年5月に発効した。

ミクロネシア連邦を軍事拠点として重視していた米国は、1982年に「自由連合盟約」(Compact of Free Association (COFA)、通称はCompact)を締結した。これは、一定期間、ミクロネシア連邦の国防・安全保障の権限と一部の外交権限を米国に委ねる代わりに、ミクロネシア連邦が米国から経済援助を受ける、という内容のものであった。1986年11月に自由連合盟約(Compact)が発効し、ミクロネシア連邦は独立を果たした。1991年には国連に加盟した。2003年には第二次「自由連合盟約」(通称はCompact II)が締結されたが、2023年に期限が到来するため、現在、さらなる延長に向けた交渉が行われている。

ミクロネシア連邦は、従来、太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟国との関係を重視してきたが、2021年以来、ミクロネシア諸国の同フォーラムからの脱退騒動が勃発していた。これは、2021年の同フォーラムの事務総長選出でミクロネシア諸国が軽視されていることを理由とするものである。最近、次期事務総長がミクロネシア地域から選出される見込みが強まったため、脱退騒動は沈静化する方向にある⁵。なお、ミクロネシア連邦は、建国以来一貫して、中国との間で国交を有しており、しかも、中国の「一帯一路」へのコミットメントを表明している⁶。

ミクロネシア連邦の主な産業は、観光業・漁業・農業である。ミクロネシア連邦から日本への輸出品としては、マグロが最も多い。ミクロネシア連邦は、現在でも経済的自立が困難であり、歳入の約5割は米国からの財政援助が占めている。

ミクロネシア連邦は、米国と同様、連邦制の国家である。ミクロネシア連邦の法制度は、連邦法と州法から構成されている。米国法の影響を強く受けた法制度であるといえるが、他方、伝統的慣習・文化に対する配慮もそこかしこに見受けられる。法源としては、①連邦及び州の憲法、②連邦及び州の制定法、③条約、④信託統治領法、⑤判例法がある⁷。連邦憲法は、国の最高法規であり、他の法源は連邦憲法に反するものであってはならない。制定法の対象事項は、原則として、憲法で規定された事項に限られる。ミクロネシア連邦の制定法は「Code of the Federated States of Micronesia」として1982年に法典化され⁸、その後も改訂されており、最新版は2014年版である⁹。条約で最も重要なものは、前述した「自由連合盟約」(Compact)の最新版である。条約は、連邦議会によって批准されなければ効力を生じない。ミクロネシア連邦が米国の信託統治領であった期間に制定された法律は、連邦憲法に反しない限度においてのみ、現在でも効力を認められる。但し、その法律の数は少ない。判例法は、原則として、ミクロネシア連邦の裁判所の判例法が適用される。米国及び信託統治領であった期間の判例法については、連邦憲法及びミクロネシア連

⁵ https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20230215-1.html

⁶ <https://www.micronesia.emb-japan.go.jp/files/100392209.pdf>

⁷ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III*(2002), p.1025-1027.

⁸ <https://fsmllaw.org/fsm/code/1987intro.htm>

⁹ <http://fsmllaw.org/fsm/code/indexcode2014.html>

邦の慣習・伝統、社会的・地理的状况に適合する限度においてのみ、適用される。なお、ミクロネシア連邦では、慣習法は、独立の法源とは認められず、制定法又は判例法の内容に取り込まれることによつてのみ、慣習法の内容が実現される¹⁰。

II 憲法

1 総説

ミクロネシア連邦の憲法は、1979年5月10日に発効した。1991年に4つの項目について憲法改正が行われた¹¹。

ミクロネシア連邦憲法の体系は、表1のとおりである¹²。

表1：ミクロネシア連邦憲法の体系¹³

前文	
第1条 ミクロネシアの領域	第1項～第4項
第2条 最高法規	第1項
第3条 市民権	第1項～第6項
第4条 権利宣言	第1項～第13項
第5条 伝統的権利	第1項～第3項
第6条 参政権	第1項
第7条 政府の種類	第1項～第2項
第8条 政府の権限	第1項～第3項
第9条 立法	第1項～第22項
第10条 行政	第1項～第9項
第11条 司法	第1項～第11項
第12条 財政	第1項～第3項
第13条 一般条項	第1項～第7項

¹⁰ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III*(2002), p.1025-1027.

¹¹ 憲法改正については、4つの州のうち3つの州において、4分の3以上の賛成を得る必要があり（14条1項）、硬性憲法であるといえる。また、少なくとも10年ごとに、連邦議会は、「憲法の改正又は修正のために会議を開くべきか」という問題を投票に付さなければならない。もし投票総数の過半数が賛成した場合、次の通常選挙までに、会議の代議員を選出しなければならないものとされている（14条2項）。

¹² ミクロネシア連邦憲法（英語）は、下記リンク先に掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Micronesia_1990.pdf?lang=en

¹³ 本稿におけるミクロネシア連邦憲法の日本語訳は、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）454～468頁（紺谷浩司執筆部分）等を参考にした。

第 14 条 改正	第 1 項～第 2 項
第 15 条 経過規定	第 1 項～第 6 項
第 16 条 施行日	第 1 項

2 統治機構

ミクロネシア連邦の統治機構は、連邦レベルと州レベル（州は4つある）に分かれており、それぞれに、立法府、行政府、司法府がある。本稿では、連邦レベルの統治機構について解説する。

(1) 立法府

ミクロネシア連邦の立法権は、連邦議会に属する。

連邦議会の議員数は、各州の人口比によって割り当てられている。連邦議会は、一院制であり、任期4年の議員が4名（各州から1名ずつ選出）、任期2年の議員が10名（チューク州から5名、ポンペイ州から3名、ヤップ州とコスラエ州から各1名を選出）、合計14名の議員により構成される。

連邦議会の権限としては、①連邦の防衛に備えること、②条約を批准すること、③出入国、帰化及び国籍について規制すること、④輸入に関して租税、負担、関税を課すこと、⑤所得に関して租税を課すこと、⑥通貨を発行し規制すること等、⑦銀行業務、対外及び州際通商、保険、有価証券、破産、特許、著作権に関して規制すること等が挙げられる。また、連邦議会は、連邦の犯罪を定義し、刑罰を定めることもできるが、その際、地方の慣習及び伝統に相応の配慮をしなければならないものとされている。

連邦議会は、大統領、副大統領、最高裁判所判事が反逆・贈収賄・汚職に係わっているときは、議員の3分の2の議決により解任することができる。

連邦議会議員の被選挙権は、①30歳以上で、②15年間引き続きミクロネシア連邦市民であって、③選出される州に5年以上居住している者に認められる。

大統領又は内閣による議会の解散権は無い。

(2) 行政府

連邦の行政権は、大統領に属する。大統領は、国家元首である。大統領の任期は4年であり、連続する二期まで務めることができる。

ミクロネシア連邦は、米国とは異なりウエストミンスターシステムを採用しており、大統領及び副大統領は、任期4年の連邦議会議員の中から、過半数の投票により選任される。ミクロネシア連邦が米国型の大統領制を採用しなかったのは、「人口の多い州が他の州を政

治的に支配するようになるのを防ぐ」ことを企図したものといわれている¹⁴。

憲法の規定どおりに大統領を選出すると、人口の多い地域から選出されやすくなるため、各州の輪番制で選出するという事実上の了解が存した。しかし、最近では、必ずしも厳密に遵守されなくなっている。

大統領の権限としては、①連邦憲法及び連邦法を執行すること、②大使を受け入れ、外交・国防に関する事項を処理すること、③恩赦及び刑の執行延期を決定すること、④連邦議会の助言と承認に基づき、大使、連邦最高裁判所等の裁判官、連邦政府の主要な職員等を任命すること等が挙げられる。

(3) 司法府

ミクロネシア連邦の司法府は、連邦レベルの裁判所と、州レベルの裁判所に分かれている。連邦レベルの裁判所としては、連邦最高裁判所がポンペイ島にあり、その中に、上訴部と事実審理部が置かれている。連邦最高裁判所の首席判事（1名）及びその他の判事（5名以下）は、連邦議会の3分の2以上の承認を得た上で、大統領が任命する。州レベルの裁判所としては、ポンペイ州、チューク州、ヤップ州には、州最高裁判所と州地方裁判所があり、州最高裁判所の中に、上訴部と事実審理部が置かれている。コスラエ州には、事実審のみを扱う裁判所が置かれている。ミクロネシア連邦では三審制が採られており、ポンペイ州、チューク州、ヤップ州の州最高裁判所及びコスラエ州裁判所からの上訴は、連邦最高裁判所上訴部に行われる。裁判官の任期は無く、終身制である。

ミクロネシア連邦には、憲法裁判所は無い。連邦最高裁判所が、憲法問題に関する最終的な判断権を有する。

連邦憲法 11 条 11 項によると、①裁判所の判決は、連邦憲法及びミクロネシア連邦の慣習・伝統、社会的・地理的状況に適合しなければならないと、また、②判決を下すにあたり、裁判所は、ミクロネシア連邦の法源にあたり、これを適用しなければならないとされている。

4 人権

ミクロネシア連邦憲法は、主に「第 4 条 権利宣言」、「第 5 条 伝統的権利」、「第 6 条 参政権」等において、人権規定を置いている。

ミクロネシア連邦憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

- ①「過大な額の保釈金」、「過重な罰金」を科してはならないとの明文規定が置かれている（4 条 8 項前段）。
- ②人身保護令状の発布を停止してはならないこと（反乱又は外敵の侵入に際し、公共の安全のために必要とされる場合は例外）が規定されている（4 条 8 項後段）。

¹⁴ 前掲『アジア憲法集【第2版】』448～449頁（紺谷浩司執筆部分）。

- ③死刑は廃止されている（4条9項）。
- ④「債務を理由とする身体的拘束」は禁止されている（4条13項）。
- ⑤「伝統的権利」に関する規定を置いている（5条）。即ち、連邦憲法のいかなる規定も、慣習及び伝統によって承認されている指導者（leader）の役割又は機能を喪失させるものではないこと等が明文で規定されている（5条1項）。
- ⑥「教育、医療、リーガルサービスを受ける権利」について明文で規定している（13条1項）。
- ⑦環境権についての明文規定は無いが、「放射性物質、有毒化学物質、その他の有害物質は、ミクロネシア連邦政府の明示的な承認が無ければ、ミクロネシア連邦の管轄区域内において、実験、貯蔵、使用又は処理してはならない。」と規定されている（13条2項）。
- ⑧ミクロネシア連邦の国民でない者、内資100%でない法人は、ミクロネシア連邦の土地及び海面の所有及び無期限のリースは認められない（13条5項）。

Ⅲ 民法

現在のミクロネシア連邦では、貨幣経済と伝統的自給自足経済が混在している。ヤップ州では、現代においても、石貨や貝貨が、儀礼的交換等の場で使用されている。具体的には、①男女間の求婚・結婚等の際の儀礼的交換、②集会所の落成式、首長の供養等の際の村落間や親族間で行われる儀礼的交換、③賠償・謝罪のための手段、④神や霊への捧げ物、⑤家屋建築、祈祷、医療、埋葬等に対する対価、魚・イモ・カヌー・ブタ・ヤシ酒等の購入等に使用される¹⁵。

連邦憲法によると、ミクロネシア連邦の国民でない者、内資100%でない法人は、ミクロネシア連邦の土地及び海面の所有及び無期限のリースは認められない（13条5項）但し、外国企業であっても、許認可を得た投資プロジェクトに対しては、最長99年間のリースが認められる¹⁶。

不法行為法（Torts）に関しては、原則として、連邦裁判所ではなく、州裁判所が管轄し、判例法に基づき判断を下すが、前述した「Code of the Federated States of Micronesia」の「Title 6」の中には、不法行為法に関する詳細な注釈が多く含まれている。それ以外の分野、例えば、商法、財産法、契約法、相続法、家族法等については、州の制定法が存在するが、判例法も重要な役割を果たしている¹⁷。

¹⁵ 小林繁樹著「世界最大の貨幣」（『ミクロネシアを知るための60章【第2版】』（明石書店、2015年）所収）227～231頁。

¹⁶ 『ミクロネシア連邦 投資ガイドブック（日本語抄訳版）』（太平洋諸島センター、2016年）41頁。

<http://www.pic.or.jp/ja/wp-content/uploads/2018/03/Micronesia-t.pdf>

¹⁷ Herbert M. Kritzer, Legal Systems of the World III(2002), p.1028-1029.

IV 商法

外国企業又は外資 30%以上の国内企業によりミクロネシア連邦に投資しようとする場合、連邦資源開発省又は州政府機関に申請して、「外国投資許可証」を取得しなければならない。また、ミクロネシア連邦で事業を行う全ての企業は、当該地方公共団体で事業ライセンスを取得しなければならない¹⁸。

ミクロネシア連邦の会社法は、前述した「Code of the Federated States of Micronesia」¹⁹の「Title 36」として掲載されている。

ミクロネシア連邦で設立された有限責任会社（limited liability company）の外国人・外国企業にとってのメリットを挙げると、①外国人・外国企業の 100%出資が認められていること、②一定の要件の下で、税金の全額免除が受けられること、③最低資本金制度が無いこと、④株主の名称が公的記録に残らないこと、⑤名目上の取締役・オフィサーが認められること、⑥株主の責任は、出資額を限度とする有限責任とされていること、⑦ミクロネシア連邦の法制度は米国法に類似していること、⑧公用語が英語であり、手続を英語で進めることが可能であること等である²⁰。

ミクロネシア連邦で有限責任会社を設立する場合、名称の末尾に、「Limited」、「Limited Company」、「Corporation」、「Incorporated」、「Ltd.」、「LLC」、「Corp.」、「Inc.」のいずれかの語を付しなければならない。有限責任会社の設立申請は、会社登録局に対して行うが、その際、会社名、登録される現地オフィスの住所、会社の存続期間、会社の目的、権限、資本金、法人設立者の氏名、オフィサーの数、取締役の数（最低 3 名。居住地・国籍を問わない）、設立当初の取締役及びオフィサーの氏名、経営体制、議決権者についての規定、株主のための規則、清算規定、決算剰余金の処分、定款の変更に関する規定、及び定款・細則を提供する必要がある²¹。設立申請後 1 週間程度で、「会社設立証明書」（Certificate of Incorporation）が発行される。

V 民事訴訟法

ミクロネシア連邦における民事訴訟では、米国の信託統治領であった時代から、米国と同様、当事者主義、証拠の優越等の原則が採用されている²²。

ミクロネシア連邦の民事訴訟に関する法律は、前述した「Code of the Federated States of Micronesia」²³の「Title 6」の中に掲載されている。「Title 6」は「司法手続」についての

¹⁸ 前掲『ミクロネシア連邦 投資ガイドブック（日本語抄訳版）』36～37頁。

¹⁹ <http://fsmlaw.org/fsm/code/indexcode2014.html>

²⁰ <https://www.offshorecompany.com/company/micronesia-llc/>

²¹ <https://www.offshorecompany.com/company/micronesia-llc/>

²² Herbert M. Kritzer, Legal Systems of the World III(2002), p.1028.

²³ <http://fsmlaw.org/fsm/code/indexcode2014.html>

規定を含んでいる。とくに民事訴訟に関連する事項として、送達、外国への送達、被告の欠席、訴訟地、請求権の存続、訴えの制限、上訴、再審、証拠、裁判の執行、特別手続、等に関する規定が含まれている。「Title 6」の内容は、米国法の影響を強く受けて策定されたものではあるが、ミクロネシア連邦の慣習・伝統、社会的・地理的状况に適合させるべく、相当程度の大きな変容が加えられている。

過去5年間（2017年から2021年まで）における連邦最高裁判所の民事裁判の滞留状況についてみると、過去5年間の受理件数が292件、処理件数が424件で、事件の滞留が大幅に改善している²⁴。

ミクロネシア連邦の法曹資格については、連邦最高裁判所が規則を定めている。ミクロネシア連邦の国内には法曹養成機関が設立されていないため、法曹志望者は米国やパプアニューギニア等の大学で法律を学ぶことになる²⁵。

最近では、ミクロネシア連邦の民事訴訟においても、異なる場所にいる原告と被告がオンラインで手続に参加することが認められており、4つの州の裁判所には電子事件検索システムが導入されている²⁶。

VI 刑事法

ミクロネシア連邦における刑事手続は、連邦最高裁判所規則に従って行われる。この規則は、米国の連邦刑事手続規則にならって策定されたものである。但し、ミクロネシア連邦では、米国法のアレインメント（有罪答弁）の制度は採用されていない²⁷。

ミクロネシア連邦における犯罪は、①連邦犯罪（national crime）と②州犯罪（state crime）に区別されている。従前は、上記の2つは、「犯罪の重大性」を基準として区別されていたが、1991年の憲法改正により、「犯罪の性質」を基準として区別することになった。即ち、「本質的に連邦犯罪とされる性質の犯罪」だけが連邦犯罪とされることになり、それ以外の犯罪は全て、州犯罪とされることになった²⁸。

ミクロネシア連邦における刑事制裁としては、被害弁償（被害者への金銭支払を犯罪者に求める制裁）、損害回復（被害物件の所有者への返還、被害物件の修復等を犯罪者に求める制裁）、被害者への役務提供（被害者のために役務提供することを犯罪者に求める制裁）、罰金刑、居所指定（居所を特定の地域に限定するよう犯罪者に求める制裁）、プロベーション（一定の条件を遵守させつつ犯罪者を社会内で生活させる制裁）、社会奉仕作業（犯罪者

²⁴ 「FSM SUPREME COURT 2021 ANNUAL REPORT」24頁。

<https://www.fsmsupremecourt.org/pdf/reports/ANNUALREPORT2021.pdf>

²⁵ 永田憲史著「ミクロネシア連邦の刑事制裁」（『関西大学法学論集 58-3』（関西大学法学会、2008年）所収）52頁。

²⁶ 前掲「FSM SUPREME COURT 2021 ANNUAL REPORT」6頁。

²⁷ 永田・前掲書55頁。

²⁸ 永田・前掲書57頁。

を社会内で一定の作業を行わせる制裁)、拘禁刑があるが、死刑は廃止されている。上記のうち、被害弁償、損害回復、被害者への役務提供は、ミクロネシア連邦において慣習となっていたものである。また、刑事制裁以外の民事制裁として、剥奪命令(犯罪に関係する物を剥奪する命令)、金銭制裁命令(犯罪から得られた利益を剥奪する命令)、制限命令(剥奪命令・金銭制裁命令の対象となり得る物・金銭につき、処分を禁止する命令)、書類提出命令(財産の内容・所在・量を特定するための書類を提供させる命令)、監視命令(金融機関に対し、特定の者の口座における取引履歴を開示するよう求める命令)、没収がある²⁹。

過去5年間(2017年から2021年まで)における連邦最高裁判所の刑事裁判の滞留状況についてみると、過去5年間の受理件数が119件、処理件数が138件で、事件の滞留が改善する傾向にある³⁰。

Ⅶ おわりに

ミクロネシア連邦は、日本が委任統治していたことから結びつきは強い。観光地としても極めて魅力的な国であるほか、水産資源も豊かである。また、ミクロネシア連邦は、軍事的・戦略的に太平洋における重要な位置を占めている。さらに、英語を公用語とし、民主主義の下で、政治は比較的安定している。このようなことから、ミクロネシア連邦は、今後も、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つであり続けるであろう。引き続き、ミクロネシア連邦の法制度の動向について注目していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.3』(国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第13回 ミクロネシア連邦」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁹ 永田・前掲書 58～63頁。

³⁰ 前掲「FSM SUPREME COURT 2021 ANNUAL REPORT」22頁。